

総合評価方式（技術評価）に関するQ & A（R元年8月改定）

※ゴシック文字+下線の項目が今回改定した内容。他は以前と同じ内容

【技術提案・施工上の提案】

・・・・・・・・ P 1

- Q 1) 「技術提案」や「施工上の提案」においては、どのようなものが評価されるのですか。
- Q 2) 提案内容の評価は誰が行うのですか。
- Q 3) 他者が提出した提案内容を知ることができますか。
- Q 4) 「福岡市総合評価方式実施ガイドライン」で、技術提案の項目数が1～4問となっていますが、項目数は市と入札参加者のどちらが決めるのですか。
- Q 5) 「技術提案」の回答様式（3－1～4）の記入欄が不足するため、注意事項を消すなどして記入欄を拡げてよいでしょうか。
- Q 6) 「技術提案」の提出様式では①～⑤の範囲内に1つずつ提案を記載することとなっていますが、例えば①などに複数の実施内容を記載した場合、評価はどうなりますか。
- Q 7) 「技術提案」で回答様式の記入欄が全然足りないのに、補足資料をたくさん添付してもいいのですか。
- Q 8) 「施工上の提案」で提案内容を補足する資料を添付してもいいですか。
- Q 9) 設計図書で示す標準案ではなく、施工しやすい自社の提案でのみ施工したいと思いますが、可能ですか。
- Q 10) 提案に関する制限などはあるのですか。
- Q 11) 「技術提案」では、効果の高い順に提案を5つ以内で記載するようになっていますが、記載順は評価上、考慮されるのでしょうか。
- Q 12) 「技術提案」で提案内容が他社と同じだった場合、評価はどうなるのでしょうか。

【地場企業の活用】

・・・・・・・・ P 3

- Q 1) 「地場企業の活用」の両項目で、「地場企業」の定義はどうなりますか。
- Q 2) 「地場企業からの資材調達計画」について、対象資材を地場の商社から調達した場合、加点対象となりますか。
- Q 3) 「地場企業からの資材調達計画」の対象資材はどのようなものですか。

Q 4) 「地場企業の活用」で、加点されなかった場合、履行義務はありますか。

Q 5) 「地場企業への下請計画」では、下請先をあらかじめ決めておかなければなりませんか。

Q 6) 「地場企業からの資材調達計画」の指定資材で、自社（地場）の在庫を利用する場合、加点対象と認められますか。

Q 7) 「地場企業の活用」は、どのような目的で評価項目に設定しているのですか。

【工事成績の実績】 P 4

Q 1) 「工事成績の実績」については、工事成績評定の通知日が対象期間内となっていれば、対象になるのですか。

Q 2) 過去の工事成績評定通知を紛失している場合、どうしたらよいですか。

Q 3) 「工事成績の実績」の対象に、公社発注工事は含まれるのですか。

Q 4) 「工事成績の実績」の対象に、他官庁の工事は含まれるのですか。

Q 5) 「工事成績の実績」の任意3件は、自由に選択して構わないのですか。

Q 6) 「工事成績の実績」が3件未満の場合、どうするのですか。

Q 7) 「工事成績の実績」において、対象を発注工事と同一業種に限定しているのはなぜですか。

Q 8) 工事成績評定通知など福岡市から通知を受けている文書については、資料の添付を省略できないのですか。

Q 9) 「工事成績の実績」の同一業種は、何を見て確認すればよいのですか。

Q 10) 「工事成績の実績」において、特命随契の工事成績を対象としているのはなぜですか。

【同種工事の施工実績】 P 5

Q 1) 「同種工事の施工実績」の同種工事の条件の内容は、入札参加資格の「施工実績」の条件と同じですか。

Q 2) 「同種工事の施工実績」において、同種工事の条件を満足することを証明する添付資料は、何を提出しなければならないのですか。

Q 3) 「同種工事の施工実績」において、提出予定の添付資料で同種工事の条件を満足するかどうか、あらかじめ提出前に相談できるのですか。

Q 4) 民間実績は対象とならないのですか。

【配置予定技術者関連】

・・・・・・・・ P 6

- Q 1) 「技術者の能力」の評価項目において、配置予定技術者は3名まで提示することが可能となっていますが、JV工事の場合、JVの代表者以外の構成員の技術者も含めて提示しなければならないのですか。
- Q 2) 監理技術者の資格者証を紛失し再発行したため、現在の資格者証の初回交付日が再発行日となっています。この場合、紛失した資格者証の初回交付日を申請してよいですか。また、紛失した資格者証の写しを提出できないため、別の資料で証明することは可能でしょうか。
- Q 3) 監理技術者の資格者証の更新が遅れ、保有期間が一時途切れてしまいました。「資格の保有状況」の保有期間については通算した期間で評価してもらえないでしょうか。
- Q 4) 配置予定技術者の「同種工事の施工経験」の対象期間は、どれくらいですか。
- Q 5) 配置予定技術者が「同種工事の施工経験」が無い場合、入札に参加できるのですか。
- Q 6) 開札までの間に他官庁等で落札し技術提案書で提示した全ての配置予定技術者が配置できなくなった場合、辞退できますか。また、辞退によるペナルティが発生するのですか。
- Q 7) 工場製作期間が長い工事の場合、工場製作期間の監理技術者も技術提案書で提示した者でなければなりません。また工場製作期間と現場期間で交代は可能ですか。
- Q 8) 「同種工事の施工経験」で、当該技術者の従事期間に必要となる期間はどれくらいですか。

【社会貢献・地域貢献関連】

・・・・・・・・ P 8

- Q 1) 社会貢献・地域貢献の評価項目は、直接、公共工事の品質確保に関係はなさそうですが、なぜ、地場企業に限定した上で評価対象としているのですか。
- Q 2) 環境省が策定した「エコアクション21認証・登録制度」において、その認証を取得しましたが、早速、社会貢献・政策貢献の評価項目で加点してもらえるのでしょうか。
- Q 3) 「社会貢献優良企業」の認定は年1回とのことですが、随時、認定するようにできないのですか。
- Q 4) 「災害対策協力企業」の加点は、加点対象団体に所属している期間に関わらず、市と団体の協定締結期間に応じて加点されるのですか。
- Q 5) 「災害対策協力企業」の評価において、前年度に防災活動に基づく活動実績が確認できない場合は当該年度の評価対象としないこととなっていますが、その実績とはどのような内容が対象となりますか。

【一括審査対象工事関連】

・・・・・・・・ P 9

Q 1) 一括審査の対象となる工事は、どのような工事ですか。

Q 2) 一括審査対象工事となった複数工事のうち、1工事のみに入札参加する場合でも、「施工上の提案」については、複数工事に共通する提案をしなければならないのですか。

Q 3) 一括審査対象工事となった複数工事に入札参加する場合、技術提案書は、工事毎に提出しなければならないのですか。

Q 4) 一括審査対象工事における入札書と工事内訳書の提出方法は、個別工事の提出方法と違いがありますか。

【評価結果の公表】

・・・・・・・・ P 1 0

Q 1) 他工事を落札したため、入札が無効になりましたが、提出していた技術提案書の評価結果を知ることはできますか。

Q 2) 公表されている評価結果では、「企業評価項目」の項目毎の詳細な内訳が示されていませんが、「企業評価項目」の各項目の評価結果を知ることはできますか。

Q 3) 「技術提案」について、なぜその得点となったか教えてもらえませんか。

Q 4) 同種の工事で「提案項目」が同じ評価項目であったため、2つの案件で同じ提案を行なったにも関わらず、評価結果が異なっていました。なぜですか。

Q 5) 「企業評価項目」について、自社の技術提案書様式16に示された得点（※様式上で自動集計）と公開された結果が違っています。なぜですか。

Q 6) 「企業評価項目」について、なぜ、提案項目と同様に、全入札参加者の各項目の評価結果を公表しないのですか。

Q 7) 技術提案や施工上の提案に関し、評価内容について問合せたいのですが、どのように行えばいいですか。

【その他】

・・・・・・・・ P 1 2

Q 1) 技術提案書とその添付資料は、どのようにして提出するのですか。また、電子入札システムで提出することはできますか。

Q 2) 総合評価方式においても、予定価格と最低制限価格は従来どおり事前公表されるのですか。

Q 3) 技術提案書と入札書の提出は同一期間内の提出となっていますが、技術提案書の提出後に入札金額が変わる可能性があります。入札書の提出は、技術提案書の評価結果が出た後でもよいのではないのでしょうか。

- Q 4) 総合評価方式は契約までの期間が長いです。もっと短縮できないのですか。
- Q 5) 企業評価項目の選択項目は誰が選択するのですか。ISO9001を持っていますが、自社で評価項目を選択すれば「品質管理への取り組み」で加点してもらえるのですか。
- Q 6) 企業実体のない不良不適格業者が落札できないように、正社員の雇用数を評価項目にできないのですか。
- Q 7) 合併した企業の場合、企業評価項目において合併前の企業の実績はどう扱えばいいのでしょうか。
- Q 8) 「技術提案書」作成にあたり確認したいことがあります。どこに質問すれば良いのですか。

【技術提案・施工上の提案】

Q 1) 「技術提案」や「施工上の提案」においては、どのようなものが評価されるのですか。

「福岡市総合評価方式実施ガイドライン」において、「技術提案」と「施工上の提案」に関する提案作成要領と提案作成にあたって留意点をまとめており、どのような提案が評価対象となるかについても示していますので参考にして下さい。

Q 2) 提案内容の評価は誰が行うのですか。

提案内容の評価は、「福岡市総合評価委員会」（市職員で構成）が行い、「福岡市総合評価技術審査委員会」（学識経験者で構成）の確認を受けて決定することとしています。

Q 3) 他者が提出した提案内容を知ることはできますか。

他者が提出した提案内容を知ることはできません。提案内容が入札参加者の知的財産であることや入札における競争性確保の観点から、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすることとしています。

Q 4) 「福岡市総合評価方式実施ガイドライン」で、「技術提案」の項目数が1～4問となっていますが、項目数は市と入札参加者のどちらが決めるのですか。

本市で個別工事ごとに技術提案を求める項目数を設定します。項目ごとの内容は入札公告において示します。

Q 5) 「技術提案」の回答様式（3-1～4）の記入欄が不足するため、留意事項の欄を消すなどして記入欄を広げてもよいでしょうか。

記入欄を広げることはできません。入札公告時に示す技術提案書提出説明書に記載しているとおり、文字サイズ等も制限しています。配布する回答様式により技術提案書を作成して下さい。もし、様式を改ざんしていると認められる場合、減点することがあります。なお、「施工上の提案」においても様式の変更等はできません。

Q 6) 「技術提案」の提出様式では(1)～(5)の範囲内に1つずつ提案を記載することとなっていますが、例えば(1)などに複数の実施内容を記載した場合、評価はどうなりますか。

各評価項目についての提案は、提出様式中の(1)～(5)の項目の範囲内で項目毎に実施内容を1つずつ記載し、複数の提案をまとめて記載してはいけません。1つの項目の中に複数の実施内容が含まれる場合、その項目は追加提案となりません。

Q 7) 「技術提案」で回答様式の記入欄が全然足りないのに、補足資料をたくさん添付してもいいですか。

「技術提案」においては、補足資料は各評価項目でA3判1枚（片面）までと規定しています。

なお、これを超えて添付している場合は、当該項目の加算点を0点とします。

Q 8 「施工上の提案」で提案内容を補足する資料を添付してもいいですか。

「施工上の提案」においては、補足資料は添付することができませんので、所定の様式に簡明に記載して下さい。

なお、補足資料を添付されている場合は、当該項目の加算点を0点とします。

Q 9) 設計図書で示す標準案ではなく、施工し易い自社の提案でのみ施工したいと思いますが、可能ですか。

発注者が、その提案を採用できると判断すれば施工は可能です。もし、標準案での施工意思が無く、自社提案での施工のみ希望する場合、回答様式にその旨明記して下さい。ただし、この場合、発注者が現場条件等により提案を採用できないと判断すれば、欠格となりますので、ご注意下さい。

Q 10) 提案に関する制限などはあるのですか。

着目点の趣旨に沿った提案であっても、工事目的物の基本的な形状や規格等を変えてしまうような提案や、過度な効果を実現するための提案、明らかに利益を度外視した過度なコストを要する提案などは内容により採用せず、追加提案とはしません。

このような提案のほかにも、追加提案としない提案について、「福岡市総合評価方式実施ガイドライン」の17ページ、及び技術提案書提出説明書に記載しておりますので、ご注意下さい。

Q 11) 「技術提案」では、効果の高い順に提案を5つ以内で記載するようになっていますが、記載順は評価上、考慮されるのでしょうか。

提案の記載順に関し、例えば、効果の低い順に記載した場合に、具体的に減点とするような決まりはありませんが、効果が高い順に記載するよう指定しているため、全体的な内容は同じでも効果の高い順に記載している企業と比較すれば、評価者が相対評価をする際、評価上の影響は皆無とは言えません。実施効果も考慮の上、提案して下さい。

Q 12) 「技術提案」で提案内容が他社と同じだった場合、評価はどうなるのでしょうか。

「技術提案」の場合、入札参加者の提案内容を相対的に比較し評価するため、同じような内容であれば同程度の評価になります。

ただし、明らかに提案内容（添付資料含め）が酷似したものが複数の入札参加者から提出されるなど、提案内容をそのまま第三者から提供を受けたと判断した場合、各入札参加者の能力を適切に評価することに支障があるため、当該入札参加者の「技術提案」に係る提案内容については全て加点対象としません（「施工上の提案」も同様）。

なお、提案書作成等にあたり、他の入札参加者といかなる相談・協議等を行ってはならず、これに違反した場合、欠格となることや、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止等の措置を行うことがありますので、十分留意して下さい。

【地場企業の活用】

Q 1) 「地場企業の活用」の両項目で、「地場企業」の定義はどうなりますか。

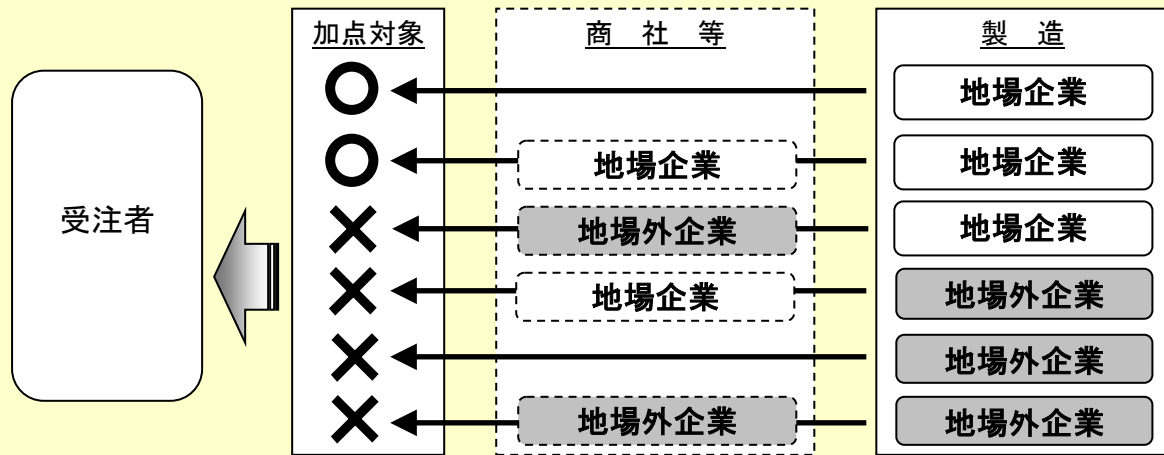
福岡市内に登記上の本店がある企業が「地場企業」となります。

Q 2) 「地場企業からの資材調達計画」について、対象資材を地場の商社から調達した場合、加点対象となりますか。

「地場企業からの資材調達計画」については、地場企業が製造した対象資材を使用すると計画した場合に加点対象となります。商社等を通じ調達する場合は、商社等が地場企業であり、かつ、その資材が地場企業により製造されていれば加点対象となります（ただし、この場合、着工後、監督員により履行確認できる必要があります）。

なお、技術提案書の評価においては、地場企業から調達するか否かのみの確認となるため、事前に調達先を固定する必要はありません。

〈評価イメージ〉



Q 3) 「地場企業からの資材調達計画」の対象資材はどのようなものですか。

「地場企業からの資材調達計画」で対象とする資材は、当該工事の主な資材の内、複数の地場企業により製造されており、地場企業と地場外企業が競合する資材を対象とします。なお、規格が特殊である等、競争性に欠ける資材は対象から外します。

Q 4) 「地場企業の活用」で、加点されなかった場合、履行義務はありますか。

加点されない場合、履行義務は発生しません。履行義務の生じる範囲については契約図書で明示します。

Q 5) 「地場企業への下請計画」では、下請先をあらかじめ決めておかなければなりませんか。

「地場企業への下請計画」で技術提案書に記載していただくのは、「地場外への下請額割合」の数値のみです。加点対象となった場合、この数値に履行義務は生じますが、下請先をあらかじめ固定しておく必要はありません。

Q 6) 「地場企業からの資材調達計画」の指定資材で、自社（地場）の在庫を利用する場合、加算対象と認められますか。

当評価項目は、資材調達における地場企業の活用を推進する目的で設定しており、自社の在庫利用については加算対象となりません。

Q 7) 「地場企業の活用」は、どういう目的で評価項目に設定しているのですか。

景気の低迷により、本市でも厳しい経済情勢が続いており、地場企業の育成・振興の観点から、下請や資材調達においても地場企業の活用を推進するため、評価項目に設定しています。

【工事成績の実績】

Q 1) 「工事成績の実績」については、工事成績評定の通知日が対象期間内となっていれば、対象になるのですか。

工事成績評定の通知日が対象期間内となっているだけでなく、竣工日も対象期間内となっているものが対象となります。このため、工事成績評定の通知日が対象期間内であっても、竣工日（最終工期末）が対象期間外のもの対象となりません。

（例えば、対象期間 H21.4.1～R 元.8.1 の場合、評定通知日が期間内でも竣工日（最終工期末）が H21.3.31 以前であれば対象とはなりません）

Q 2) 過去の工事成績評定通知を紛失している場合、どうしたらよいですか。

本市の検査担当部署（財政局検査課、水道局契約課、交通局施設課）で通知書の写し等をお渡しできますので、お問い合わせ下さい。

Q 3) 「工事成績の実績」の対象に、公社発注工事は含まれるのですか。

福岡市施設整備公社と福岡市土地開発公社が発注した工事で、本市検査課が検査を行った工事は、工事成績を本市と同一の基準で評定していることから、「工事成績の実績」に含めることとしています。なお、該当工事は本市財政局検査課より工事成績評定を通知しています。

Q 4) 「工事成績の実績」の対象に、他官庁の工事は含まれるのですか。

本市と他官庁では工事成績評定の基準が異なり、同一に扱うことはできないことから、対象としていません。

Q 5) 「工事成績の実績」の任意3件は、自由に選択して構わないのですか。

対象期間内における同一業種の工事より上位3件を選択して下さい。

Q 6) 「工事成績の実績」が3件未満の場合、どうするのですか。

対象となる同一業種の工事の実績については全て記載し提出して下さい。なお、実績がない場合でも回答様式の提出が必要です(他の評価項目も同様)。記載漏れが判明した場合はE評価となりますので、十分ご注意下さい。

Q 7) 「工事成績の実績」において、対象を発注工事と同一業種に限定しているのはなぜですか。

「工事成績の実績」を発注工事と同一業種に限定することにより、公共工事の品質の更なる向上を図るためです。

Q 8) 工事成績評定通知など福岡市から通知を受けている文書については、資料の添付を省略できないのですか。

技術提案書の評価にあたっては記載内容の確認が必要であり、市と入札参加者双方が確実に確認するため、添付資料を提出して頂くこととしています。

また、評価対象期間は入札公告日の前日までとしており、入札参加時は毎回「工事成績評定通知書の写し」の添付が必要となりますので、十分ご注意下さい。

Q 9) 「工事成績の実績」の同一業種は、何を見て確認すればよいのですか。

同一業種の確認は、入札公告をもって示された登録業種により確認して下さい。

また、注意が必要な事項を下記に記載しています。

- ・一般土木と管2種は、同一業種として取扱います。
- ・管と管1種は、別業種として取扱います。

Q 1 0) 「工事成績の実績」において、特命随契の工事成績を対象としているのはなぜですか。

特命随契については、他機関の取組みも参考とし、下記のようなことから対象として含めることにしています。

- ・業種によっては工事成績の実績そのものが少なく、対象となる範囲を拡げた方がよい。
- ・最近の工事成績評定の結果では、特命随契とそれ以外に、ほとんど差がみられない。

【同種工事の施工実績】

Q 1) 「同種工事の施工実績」の同種工事の条件の内容は、入札参加資格の「施工実績」の条件と同じですか。

「同種工事の施工実績」の同種工事の条件は、入札参加資格の「施工実績」の条件と必ずしも同じとは限りません。入札公告時に示される入札説明書(個別事項)と技術提案書提出説明書で確認して下さい。

Q 2) 「同種工事の施工実績」において、同種工事の条件を満足することを証明する添付資料は、何を提出しなければならないのですか。

同種工事の条件を満足することを確認できる CORINS の工事カルテの該当箇所の写しを添付して下さい。

CORINS の工事カルテで同種工事の条件を満足することの確認が困難な場合は、CORINS の工事カルテの写し、及び契約図書において、同種工事であることが分かる設計書・図面等の写しなどを提出して下さい。

また、設計書・図面等の写しなどについては、いずれの場合も、同種工事の条件を満足することが確認できる箇所に蛍光ペン等で印付け（マーカー）をお願いします。

Q 3) 「同種工事の施工実績」において、提出予定の添付資料で同種工事の条件を満足するかどうか、あらかじめ提出前に相談できるのですか。

あらかじめ提出前に相談はできません。入札公告時に示す「技術提案書提出説明書」により入札参加者自身で条件等を判断して下さい。なお、「技術提案書提出説明書」の内容に疑義がある場合は、所定の手続きにより質問書を提出し確認して下さい。

Q 4) 民間実績は対象とならないのですか。

同種条件に合う工事で、CORINS に登録されていれば民間実績も対象となります。現在、対象工事は公的な記録により確認できることを基本としており、CORINS に登録されていない工事については、同種条件の確認などに課題があると考えているため、対象としていません。

【配置予定技術者関連】

Q 1) 「技術者の能力」の評価項目において、配置予定技術者は3名まで提示することが可能となっていますが、JV工事の場合、JVの代表者以外の構成員の技術者も含めて提示しなければならないのですか。

JV工事の場合、JVの代表者の配置予定技術者を評価対象としていますので、JVの代表者の配置予定技術者のみを提示して下さい。

Q 2) 監理技術者の資格者証を紛失し再発行したため、現在の資格者証の初回交付日が再発行日となっています。この場合、紛失した資格者証の初回交付日で申請してよいですか。また、紛失した資格者証の写しを提出できないため、別の資料で証明することは可能でしょうか。

監理技術者の資格者証を紛失している場合、紛失した監理技術者の資格者証の初回交付日で申請して構いません。証明資料は、監理技術者の資格取得日が確認できる資料で代替して下さい。なお、現在所持する資格者証の写しも添付して下さい。

Q 3) 監理技術者の資格者証の更新が遅れ、保有期間が一時途切れてしまいました。「資格の保有状況」の保有期間については通算した期間で評価してもらえないでしょうか。

監理技術者の資格者証の更新遅れ等で保有期間が一時途切れた場合でも、添付資料により確認できれば通算の保有期間で評価できます。確認可能な資料（資格者証の写し等）を添付して下さい。

Q 4) 配置予定技術者の「同種工事の施工経験」の対象期間は、どれくらいですか。

入札公告時に示される技術提案書提出説明書で、対象期間を具体的に示します。前年度迄の10年間及び当該年度の入札公告日直前までが対象期間となり、その期間に竣工した工事が対象となります。

なお、「同種工事の施工経験」と「同種工事の施工実績」の対象期間は同じとなります。

Q 5) 配置予定技術者が「同種工事の施工経験」が無い場合、入札に参加できるのですか。

配置予定技術者が企業評価項目「同種工事の施工経験」で示す施工経験が無くても、入札説明書で示す入札参加資格を満たしていれば入札には参加できます。

Q 6) 開札までの間に他官庁等で落札し技術提案書で提示した全ての配置予定技術者が配置できなくなった場合、辞退できますか。また、辞退によるペナルティが発生するのですか。

辞退が可能です。所定の手続きを行って下さい。なお、配置予定技術者が原因での辞退については、ペナルティの対象としていません。

Q 7) 工場製作期間が長い工事の場合、工場製作期間の監理技術者も技術提案書で提示した者でなければなりません。また工場製作期間と現場期間で交代は可能ですか。

技術提案書で提示した者を監理技術者として配置しなければなりません。設計図書等に監理技術者の専任を要しない期間（工場製作期間など）を明示している場合には、その期間を除きます。

監理技術者の専任を要する期間については、原則、監理技術者の途中交代はできません。

Q 8) 「同種工事の施工経験」で、当該技術者の従事期間に必要となる期間はどれくらいですか。

「同種工事の施工経験」では、対象技術者が同種条件を満たす工事を、監理技術者、主任技術者、現場代理人のいずれかの立場で従事した経験があれば加点対象としており、従事期間に関する条件等は特にありません。

【社会貢献・地域貢献関連】

Q1) 社会貢献・地域貢献の評価項目は、直接、公共工事の品質確保に関係はなさそうですが、なぜ、評価対象としているのですか。

社会貢献・地域貢献の評価項目は、地域の自然的、社会的条件を熟知し、また、福祉や災害時等の活動を通じ、地域から信頼性を有する企業によって工事が担われることが公共工事の品質確保に寄与するとの考え方から設定し、評価対象としています。

Q2) 環境省が策定した「エコアクション21認証・登録制度」において、その認証を取得しましたが、早速、社会貢献・政策貢献の評価項目で加点してもらえるのでしょうか。

社会貢献・政策貢献は、本市より「社会貢献優良企業」として認定されている場合に加点対象となります。単にエコアクション21の取得など、該当要件に合致しただけでは加点対象とはなりません。

なお、「社会貢献優良企業」は、地場企業のみを対象に、年に1回、認定を行っており、該当企業は市HPで公開しています。

Q3) 「社会貢献優良企業」の認定は年1回とのことですが、随時、認定するようにはできないのですか。

「社会貢献優良企業」の対象要件の中には、国への届けが年に1回で、その内容をもって本市で認定する項目があり、他の項目も含め、「社会貢献優良企業」として年に1回の認定としています。

Q4) 「災害対策協力企業」の加点は、加点対象団体に所属している期間に関わらず、市と団体の協定締結期間に応じて加点されるのですか。

防災協定については、一企業との協定ではなく、災害発生時等に市と協力体制を確立して組織力を活かした活動を行っていただける団体と協定を締結していることから、災害対策協力企業の加点は、市と所属する団体の協定締結期間に応じた加点となります。

なお、団体の専門性を活かした防災活動に限定する加点になりますので、工事毎に加点対象団体は異なります。

Q5) 「災害対策協力企業」の評価において、前年度に防災活動に基づく活動実績が確認できない場合は当該年度の評価対象としないこととなっていますが、その実績とはどのような内容が対象となりますか。

活動実績の対象となる内容は、災害時の出勤だけでなく、防災訓練の参加など、防災協定に基づく災害への備えについても活動実績の対象となります。

【一括審査対象工事関連】

Q 1) 一括審査の対象となる工事は、どのような工事ですか。

一括審査を行う工事の条件としては、適用する型式がⅡ型であることと、工事内容が同様（工種が同一）の工事において、下記の内容が同一であることとなります。

- ・発注形態 ・登録業種 ・格付等級 ・公告日 ・開札予定日時
- ・技術評価項目、評価内容および評価対象

【一括審査の対象となる工事の例】

- ・ 1つの路線において施工範囲を分割した道路工事（市道○△線 1工区, 2工区）
- ・ 広大な敷地において施工範囲を分割した地盤改良工事（●▲工事その1, その2）
- ・ 施工箇所が離れた下水道管更生工事（東区, 西区管内）

Q 2) 一括審査対象工事となった複数工事のうち、1工事のみに入札参加する場合でも、「施工上の提案」については、複数工事に共通する提案をしなければならないのですか。

一括審査対象工事における「施工上の提案」については、公平・公正な評価を行う観点から、技術提案書提出説明書に記載のとおり、一括審査の対象となる全ての工事に共通する提案を行うこととなります。

なお、共通化できない、場所、時期、頻度、規模、実施量等は記載できませんので、ご注意ください。

Q 3) 一括審査対象工事となった複数工事に入札参加する場合、技術提案書は、工事毎に提出しなければならないのですか。

提出する技術提案書は、複数の工事に参加する場合でも1つ（提案項目に係る提案書については4部、企業評価項目に係る提案書については2部）のみとなります。また、内容が異なる複数の技術提案書を提出した場合は、欠格となります。

なお、技術提案書の提出にあたっては、技術提案書「様式17」を封筒表に貼付けて郵送して下さい。

Q 4) 一括審査対象工事における入札書と工事内訳書の提出方法は、個別工事の提出方法と違いがありますか。

入札書と工事内訳書の提出方法は、個別工事の提出方法と同じで、入札に参加する工事毎に電子入札システムで提出して下さい。

【評価結果の公表】

Q 1) 他工事を落札したため、入札が無効になりましたが、提出していた技術提案書の評価結果を知ることはできますか。

落札制限を設けている工事を落札した参加者については、その後の入札においては参加資格が無くなり入札が無効となることから、技術提案書の評価は行っていません。

ただし、同一開札日の落札により入札が無効となったものについては、その技術提案又は施工上の提案について、各提案の加点の有無及び不採用理由を知ることができますので、財政局技術企画課に問い合わせ下さい。

Q 2) 公開されている評価結果では、「企業評価項目」の項目毎の詳細な内訳が示されていませんが、「企業評価項目」の各項目の評価結果を知ることはできますか。

「企業評価項目」の各項目の評価結果(=加算点)については、入札参加者自身に限定して開示することとしており、電子入札システムで確認することができます。

Q 3) 「技術提案」について、なぜ、その得点となったか教えてもらえませんか。

評価においては、入札参加者の提案を相対的に比較して評価を行っており、それぞれの工事において、他社の提案との相対的な比較により評価点が決まります。

本市では、恣意的な評価を避け公正な評価を確保することを最も重視しています。そのため、ある特定の部署のみで評価を行うことはせず、工事毎に、発注部署に所属しない複数の技術評価委員を選定し、提案者(企業)名を伏せた上で、各々の評価委員が個々に技術提案書の評価を行っており、その平均点を採用しています。また、評価結果は「福岡市総合評価技術審査委員会」(学識経験者で構成)の審査等を受けて決定することとしています。

なお、各提案の加点の有無や審査理由については、入札参加者自身に限定して電子入札システム上で開示することとしていますので、ご確認下さい。

Q 4) 同種の工事で「提案項目」が同じ評価項目であったため、2つの案件で同じ提案を行なったにも関わらず、評価結果が異なっていました。なぜですか。

それぞれの工事において、入札参加者の提案を相対的に比較し評価を行ないますが、同種の工事でも施工条件等が完全に同じということはなく、入札参加者の構成や各提案内容の違いなどによって、同じ提案を行っても評価点が異なることは十分あり得ます。

Q 5) 「企業評価項目」について、自社の技術提案書様式16に示された得点(※様式上で自動集計)と公開された結果が違ってきます。なぜですか。

「企業評価項目」については、本市での確認により、設定条件を満たしていない場合や、添付資料の不足等により「様式16」の得点から変わる場合があります。

Q 6) 「企業評価項目」について、なぜ、提案項目と同様に、全入札参加者の各項目の評価結果を公表しないのですか。

「企業評価項目」については、企業にとっては他者に知られたくない項目の評価結果などもあることから、本市では他機関の取組みなどを参考に現在の範囲で公開しています。
なお、入札参加者自身には電子入札システムを介して各項目の評価結果も開示しています。

Q 7) 技術提案及び施工上の提案に関し、評価内容について問合せたいのですが、どのように行えばいいですか。

技術提案及び施工上の提案については、各提案の加点の有無や審査理由等については、電子入札システムにより当該入札参加者に限定して開示します。まずは、問合せの前に、そちらをご確認下さい。

問合せ手続きについては、入札説明書（総合評価方式 共通事項）に記載しています。

落札者決定を行った日の翌日から起算して2日（休日除く）以内に問合せが可能です。回答については問合せ期限から3日（休日除く）以内に行います。

受付時間は各10時～16時（正午～13時除く）で、受付場所は財政局技術企画課となります。

問合せ及び回答は、書面ではなく、原則として口頭にて行います。

問合せにあたっては、関連の資料（評価内容の開示資料や提案書等）などをお持ちいただければ、スムーズに事務が進みますので、ご協力下さい。

なお、提案内容や評価内容は、各企業の知的財産である等の理由から当該入札参加者に限定して公開する内容になるため、問合せの際は、身分証等により確認をさせていただきます。確認できない場合は問合せに応じることはできないため、留意願います。

【その他】

Q 1) 技術提案書とその添付資料は、どのようにして提出するのですか。また、電子入札システムで提出することはできますか。

技術提案書とその添付資料を必要部数（入札説明書で要確認）揃え、契約担当部署へ「〇〇工事（案件名記入）技術提案書在中」と封筒の表に朱書きのうえ郵送で提出して下さい。
ただし、一括審査対象工事については、〇〇工事（案件名記入）の朱書きに代えて、技術提案書（様式17）の「一括審査対象工事一覧（封筒貼付け用）」を貼り付けて下さい。
また、電子入札システムでの提出はできません。

Q 2) 総合評価方式においても、予定価格と最低制限価格は従来どおり事前公表するのですか。

予定価格と最低制限価格は、従来と同じように事前公表します。

Q 3) 技術提案書と入札書の提出は同一期間内の提出となっていますが、技術提案書の提出後に入札金額が変わる可能性があります。入札書の提出は、技術提案書の評価結果が出た後でもよいのではないのでしょうか。

総合評価方式の実施にあたり不正防止を徹底することとしています。例えば、技術提案の評価結果が出た後に入札書を提出することとした場合、技術評価点の情報漏洩や不正な働きかけ等が起こるおそれがあります。このため、本市においては技術提案書と入札書は同一期間内の提出としています。

Q 4) 総合評価方式は契約までの期間が長いです。もっと短縮できないのですか。

契約までの期間については、可能な限り短縮するように努めていますが、入札参加者の提案書作成や適正な評価を行うためには一定の期間が必要であり、更なる短縮は困難であると考えています。

Q 5) 企業評価項目の選択項目は誰が選択するのですか。ISO9001を持っていますが、自社で評価項目を選択すれば「品質管理への取り組み」で加点してもらえるのですか。

選択項目については、本市において工事毎に選択し、入札公告の際に対象となる評価項目を明示します。ISO9001を持っていても、「品質管理への取り組み」の評価項目設定がなければ加点はされません。

Q 6) 企業実体のない不良不適格業者が落札できないように、正社員の雇用数を評価項目にできないのですか。

本市では、登録業者の抜き打ち調査を行うなど、入札方式にかかわらず平素から不良不適格業者の排除に努めています。

Q 7) 合併した企業の場合、企業評価項目において合併前の企業の実績はどう扱えばいいのでしょうか。

各評価項目の評価対象期間内に合併等（合併，営業譲渡など）行なった企業は、本市で承認されている場合は、合併前企業等の実績も評価対象に含まれます（ただし「本店所在地」は合併等の時期に関わらず、実績を継承している場合、合併前企業等の実績が評価対象に含まれます）。

評価項目毎の詳細な評価対象は下表のとおりです。

なお、合併前企業等の実績に記載漏れがある場合、減点となることもありますのでご注意ください。

■合併企業等における企業実績の評価対象について

評価項目		取り扱い（※評価対象に「●」）		
		(A) 合併後企業等	合併前企業等	
			(B) 存続（承継）企業等	(C) 被合併（消滅）企業
I	工事成績の実績	●	●（留意点1）	●（留意点1）
II	優良業者の表彰実績	●	●（留意点1）	●（留意点1）
III	同種工事の施工実績	●	●（留意点1）	●（留意点1）
IV	受注工事件数	●	●（留意点1）	●（留意点1）
V	品質管理への取り組み	●	—	—
VI	建設業労働災害防止協会加入状況	●（※留意点2）	—	—
VII	社会貢献・政策貢献	●（※留意点2）	—	—
VIII	災害対策協力企業	●（※留意点2）	—	—
IX	本店所在地	●	●（留意点3）	—
X	競争入札参加停止措置状況	●	●（留意点1）	●（留意点1）

【留意点】

※(B)存続(承継)企業等は、営業譲渡・分離などで、企業の実績を承継する場合を含む。(但し、福岡市が承認した場合に限る)

1. 評価項目 I～IV, Xでは、(C)被合併(消滅)企業の実績も含めるものとする。なお、評価項目 I, II, IV, Xでは、記載漏れ等の減点措置も同様に行う。
2. 評価項目 V～VIIIでは、基本的に(A)合併後企業等の実績を評価するものとするが、評価基準日以降の合併である場合、評価項目 VI～VIIIにおいては、(B)存続(承継)企業等が基準日において該当し、かつ(A)も該当する場合のみ評価対象とする。
3. 評価項目 IXでは、(B)存続(承継)企業等の実績を含めて評価する。

Q 8) 「技術提案書」作成にあたり確認したいことがあります、どこに質問すれば良いですか。

質問に関しては、入札説明書に記載しています。「質問書」にまとめ、入札説明書（個別事項）に記載の工事担当課へ提出して下さい。また、技術提案書の提出方法や様式（企業評価関連）の記載方法など簡易な事務的確認事項については財政局 契約監理課 調査・指導係へお尋ね下さい。

なお、総合評価方式の制度そのものに関しては財政局 技術企画課 企画係へお尋ね下さい。

※この「Q&A」は今後も適宜、追加・更新等を行ない、本市HP「福岡市契約情報」へ公開していきます。入札参加される際にご確認下さい。（ただし、基準の見直し等により、このQ&A記載の取り扱いが変わる場合もあるので、各工事の評価基準等は入札公告時に公開する「入札説明書」や「技術提案書提出説明書」を必ずご確認ください。）